

陸軍第一八八〇號

外地部隊留守業務處理要領ノ件達

陸軍一般

外地部隊留守業務處理要領左ノ通定

昭和二十年九月二十三日

陸軍大臣 下村 定

外地部隊留守業務處理要領

一、本要領ハ、外部隊ノ復員ニ伴フ留守業務處理ニ關シ規定ス

本要領ニ規定セサル事項ニ關シテハ從前ノ諸條規ニ據ルモノトス

二、陸軍電第一五二六號ニ據リ陸軍留守業務部ニ轉属スル者ハ左ノ書

類ヲ彙行歸還スルモノトス

ノ留守名簿寫 二 通 (内一通ハ留守宅發送金整理用トシ特ニ留守宅渡ノ有無及現地除隊等ノ年月日ハ明瞭ナシメ置クモノトス)

乙、死亡者連名簿 (附表第一様式)

(本文ヲ註記ハ第三十五軍司令部ノ指示事項ナリ)

3 生死不明者連名簿(附表第二様式)

4 恩典關係證據書類

5 其ノ他必要ト認レル書類 爲シ得ル兵ノ留守宛私信

三 前題ノ死亡者連名簿及生死不明者連名簿ハ支那事變發生時ヨリノ

死亡者及生死不明者ニ付調製スルモノトシ昭和十九年陸達第七十六號戰時

死亡者 生死不明者報告規程ニ基ク處理未済ノモノ及處理済ノモノ中

内地到着ノ疑ハシキモノニ對シテハ同規程ニ示ス報告書及關係書類一切

ヲ添付スルモノトス但シ功績ノ既ニ發表セラレタルコト確實ニ判明シタル者

ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

四 各部隊長ハ自隊ノ復員完結一週間以内ニ左ノ書類ヲ一括シ率領者ヲ附シ

陸軍留守業務部

除隊召集解務蓋印簿
ニ在リテハ聯隊區司令簿

ニ提出スルモノトス

八 留守名簿

又 第二號ニ據ル轉属者出發後ニ於ケル一死亡者及生死不明者連名簿並

各其ノ關係書類

- 3. 患病者連名簿 (附表第三様式)
 - 4. 還道患者連名簿 (附表第四様式)
 - 5. 除隊召集解除者連名簿 (附表第五様式)
- 註 四ノ二

復員規定第五十八條及附表「第七」ニ據リ昭和十九年一月以降ノ分ヲ
調製スルモノトス

様式ハ復員規定ニ據ルコトナク本様式ニ據ルモノトス

五、前號留守名簿ハ完全ニ整備シタルモノヲ提出スルモノトシ夫々欄外ニ
左ノ如ク正確ニ記入スルモノトス

- 18. 12. 3. 戦死(病死)(戦病死)(不慮死)
- 19. 2. 5. 於何地生死不明
- 19. 3. 1. 何隊ニ轉属
- 20. 10. 30. 現地除隊(召集解除)(解傭)

20. 1, 4. 内地還送

21. 2, 3. 内地除隊（召集解除）豫備校編入

六、還送患者ノ處理ニ關シテハ左ニ據ルモノトス

1. 昭和五年陸普第九〇ニ號還送患者及朝鮮台灣ヨリノ内地転送患者等取扱

規則第四條ニ示ス還送患者名簿ハ様式第四ニ據リ調製シニ部ヲ患者

護送者ニ携行セシケルモノトス

2. 患者護送者ハ前號患者連名簿中一部ヲ内地最初ノ收容病院（陸軍病

院復員後ニ在リテハ軍事保護院病院トシ以下第一收容病院ト稱ス長

ニ一部ヲ陸軍留守業務部長ニ提出スルモノトス

前項中陸軍留守業務部長ニ提出スルモノニ在リテハ其ノ第一收容

病院名及 收容年月日ヲ明カテラシムルモノトス

3. 第一收容病院長ハ收容還送患者ニシテ轉送可能ノ域ニ達セル者

ハ速ニ之ヲ本籍地又ハ留守担当者居住地若ハ本人ノ希望轉送地

最寄陸軍病院ニ轉送スルモノトス

遺骨遺留品ハ左ニ據リ處理スルモノトス

遺骨遺留品ハ最高司令官ノ定ケル所ニ依リ宰領者ヲ附シ或ルヘク速ニ
還送スルモノトス 但シ遺留品ニ在リテハ努メテ遺骨無キ者ニシテ之ニ
代ルモノニ限ルモノトシ 容積大ナルモノ等ハ歸還部隊自ラ携行スル
ヲ本則トス

之前號中部隊自ラ携行歸還セルモノニ在リテハ輸送指揮官ノ定ケル
所ニ依リ上陸後速ニ宰領者ヲ附シ本籍地聯隊區司令部(留
守担当者ノ住所ニ疑ヒナキモノニ在リテハ其ノ現住地所管聯隊區
司令部)ニ送付スルト共ニ遺骨遺留品名簿ヲ陸軍留守業務部
ニ送付スルモノトシ 其ノ他ノ者ニ在リテハ從前ノ規定ニ據ルモノトス
左ノ上記地域ニ本籍ヲ有スル者ノ遺骨遺留品中内地ニ留守担当
者トキモノハ各々下記聯隊區司令部ニ送付スルモノトシ當該聯隊區

司令部ハ別ニ示ス時期迄之カ保管ニ任スルモノトス

豊原聯隊區 旭川聯隊區司令部

沖繩聯隊區 鹿兒島聯隊區司令部

朝鮮 臺灣 福岡聯隊區司令部

4. 遺骨遺留品名簿ニハ適宜ノ位置ニ護送員ノ所屬・官氏名・本籍

地・現住所・内地陸日時及上陸地名ヲ記入スルモノトシ部隊自ラ

遺骨遺留品ヲ携行シタル場合ニ在リテハ速ニ陸軍留守業務部

ニ提出スルモノトス

5. 輸送指揮官ハ乘船地出發前遺骨遺留品ノ數ヲ陸軍大

臣ニ速報スルモノトス

註 遺骨ノ携行ニ關シテハ昭和二十年三月二十日岡副電第十二號(官)

正(翔)、利南燃へ轉電、盤軍直部隊へ寫送付)ニ據ル處理

セラレ度、遺留品ニ關シテハ宮兵團ノ照會(宮副電第五五六號)

ニ對スル英印第二十六師團回答 (A/10.8/9/SUM)
寫左記ニ依リ參考トシテ處理スルモノトス

左記

○官副電第五五六號

「死歿者ノ爲ノ内地携行金額ハ生存者ト同額ヲ容認セラルモノト
思ハスルモ遺囑品等整理并必要アルニ付照會ス」

OST 第四四號 (昭和二〇、二一、二六富 渉外部照會)

一 死亡者ノ私有金貯金通帳送金爲替等ヲ日本ニ歸國ノ際携
行シ遺失ナキヤ 指示賜リ度

二 個人ノ私有物ニ關シテハ 追テ通知ヲ受クルモノト承知シアルモ死亡
者ノ私有物ノ遺家族ノ許ニ持リ歸リ度又コノ準備ノ爲コノ件
ニ關シ豫メ何金ノ指示ヲ賜テハ幸甚ナリ

三 死亡者ノ私有金貯金通帳送金爲替等ハ現在所屬部隊ニ

保禁を要スレアリ

○日本人私有財産ニ關スル件 (A) 各ハフク U.M 英印第六師團田舎

一 貴輸丁 第四二號 昭和三十二年十二月二十四日 閣議 (私有財産ニ關スル)

軍ヨリ (照會) 第一節ニ述ヘラレタル全証書又第二節記載野

戰郵便局ノ記録ハ撤退ノ際携行スルモ差支ヘナシ

地方郵便局ノ記録ハ携行スヘカラス 是等ノ屬スル郵便局ニ残

置セラレ度

二 省署

三 昭和三十二年十二月二十六日附貴輸丁 四四號ニ關聯シ右記載第一節ニ於

ケル許一可ハ先七者ノ個人証書ニモ適用サレシモ既ニ貴方ニ送セ

ラレタル指示ニ基キ搬送ニ先立テ接收セラレシキ金錢或ハ有價物

ニハ適用サレス

本通牒ヲ查收アリ度

ハ各部隊長ハ除隊召集解除前下士官以下ノ進級ヲ銓衡シ所要ノ人員ハ之ヲ進級セシムルコトヲ得但シ金錢給與ノ整理ハ之ヲ行ハサルモノトス進級ノ範圍ハ從前ノ規定ニ拘ラス停年ヲ基準トシテ實施シ左ニ據ルモノトス但シ特ニ勤務不良ナルカ若クハ特別ノ事由アルモノハ之ヲ限リニテラス

入營後概ネ六月以上ノ者 一 等 兵
 一 年 上 等 兵
 二 年 兵 長
 三 年 伍 長
 伍長任官後一年以上經過セル者 軍 曹
 三 年 曹 長
 六 年 准 尉

各部隊長ハ各隊召集解除豫備役編入ニ方リ事務適任証明書且陸軍善行証書陸軍自動車操縦術技倆証明書蹄鉄術卒業証書

表彰状其他各種通任證書等歸郷後就職等ノ爲參考トナルヘキモノ
 附與スルモノアルトキハ已テ得ル場合ノ外之ヲ附與スルモノトス
 可志典關係事項ノ處理ハ左ニ據ルモノトス

各部隊長ハ左ノ資料並ニ書類ヲ聯隊區司令部毎ニ區分シ速ニ陸軍
 留滞業務部長ニ提出スルモノトス

- ① 殺位上申資料 (昭和二十一年八月以降資格到達者ノ分)
- ② 殺勲上申資料 (昭和十九年十二月以降資格到達者ノ分)
- ③ 恩給關係ニ必要ナル證據書類

現認(事實)證明書

病 歴 書

病名決定(改正、第幾轉症)證明書

死亡ノ事實ヲ證スル公ノ書類

但 戰死以外ノ場合ハ

勤務日誌

五 四 四 四 六 一

履歷書調製上基礎ナルキ資料

(三) 特別賜金願出ニ必要ナル證據書類

諸給與金支給ニ関スル證明書

身分證明書(軍屬)

(ホ) 賞與ノ支給ニ必要ナル履歷書又ハ資料

功績關係

(イ) 九月二日以前ニ死亡シタル者迄ニ九月二日以前ノ公務ニ基因シ九月

三日以後ニ於テ死亡シタル者ニ関シテハ從來通適宜取纏メ

速ニ逐次功績 上申(殊勲進達者ノモノニ付キテハ成ルヘク殊勲

功績名簿ヲ添付ス)スルト共ニ内地歸還時迄ニ上申未了ノモノ

ハ関係書類ヲ携行シ歸還ト共ニ速ニ上申スルモノトス

(ロ) 死亡者既上申ノモノ、中未発令ノモノニ関シテハ輸送途中ニ於ケル

事故等ニ依ル未到着ノモノアルヲ考慮シ上申時ノ控又ハ寫等ヲ

部隊ニ於テ保管シタルモノ之ヲ焼却又ハ破棄スルコトヲ携行

歸還：其陸軍功績調査部ニ送付スルモノトス

(ハ)生存者中殊勲功績ヲ有シ未進達ニテ控又ハ寫等ヲ部隊ニ保
管シアルモノハ前(ロ)號ノ如ク處理スルモノトス

復員規程第五十九條ニ據ルコトナク現所屬ニ於テ本要領ニ據リ處理スルモノトス

(イ)九月三日以降(九月二日以前ノ公務ニ起因シ九月三日以後ニ於テ死亡セシモノ

ヲ除ク)死亡シタル者ノ功績上申ニ關シテハ昭ニ(九)富人黨歸(復員規定六十條)

ニ據リ從前通上申スルモノトス

(ロ)死歿者上申書類中未着ト推定セラレ、モノ(特ニ終戰後死歿上申シタル

者ハ富人黨第一號第二項(復員規定六十條)並昭ニ(一)五)富人黨第五號ニ據リ準

據シ置クモノトス

二、前各號ニ基ク内地留守業務關係部隊ノ業務處理中從前ノ諸規定

ニ據ル能ハサルモノニ付テハ別ニ示ス所ニ據ルモノトス

附 則

一、内地留守業務關係部隊ノ復員後歸還スル部隊ノ關係書類ノ提出先等

ニ関シテハ別ニ示ス所ニ據ル

二歸還部隊人員ニシテ従前ノ隷屬指揮關係ヲ維持スルコト能ハスシテ各個
ニシテモラル、モノアル場合ニ於ケル人員掌握等ニ関シテハ別ニ示ス所
ニ據トモノトス

様式第三

處刑志進名簿

昭和 年 月 日
調製 固 有 部隊 名

所官 隊	氏名	本籍地		留守担當者	姓名	刑名	刑處	罪名
	何某	何某	何某					
現	何某	〇〇縣〇〇市	〇〇市〇町	父	何某	死刑	20.5.4	二重暴行
三中	何某	〇〇縣〇〇市	〇〇市〇町	母	何某	懲役	19.10.1	同右

調製上人注意
一各部隊毎ニ調製スルモノトス

V

還送患者連名簿

昭和 年 月 日
調製国 有 部 隊 名

隊	氏	名	本籍地	住所	病名	還送	第一收容所	第二收容所	摘要
第 〇 〇 〇 隊	何 某	何 某	〇 〇 市 〇 〇 番地	同 上	(重) 肺結核	20.3.1	陸廣島	20.12.20	
第 〇 〇 〇 隊	何 某	何 某	〇 〇 市 〇 〇 番地	同 上	(重) 肺結核	20.8.10	陸小倉	21.1.20	

調製上ノ注意

- 一名簿ハ終戦後外地最後ノ送病際ニ於テ發送セルモノニ付調製スルモノトス
- 各部隊毎ニ調製スルモノトシ本籍地聯隊區毎ニ別表トス
- 還送患者護送負ノ携行スルモノニ在リテハ外地最後ノ送病際長ニ於テ調製スルモノトシ所屬隊ハ「歩」獨重砲十聯」等ト記ハスルモノトス

